

低圧電気取扱業務特別教育(学科)案内

低圧電気取扱業務(直流750V以下、交流600V以下の充電回路の敷設、修理等)に労働者を従事させる場合、労働安全衛生法第59条第3項により事業者は「特別教育」を行うことが義務付けられています。当協会では、事業者に代わり本特別教育(学科)を開催いたしますので、当該業務に従事している方で未教育の方あるいは従事予定の方の受講についてご案内申し上げます。是非、この機会に作業従事者の方の受講をお勧めします。

記

1 日時及び会場 (開始時刻5分前までに着席)

日時 : 令和6年7月3日(水) 9時～17時

会場 : 静岡市清水区島崎町223 静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ

2 特別教育(学科)の科目

「低圧の電気に関する基礎知識」、「関係法令」等の法定5科目

なお、講義を遅刻、早退した場合は、当該科目は未修了となりますのでご注意ください。

3 受講料(消費税、テキスト代含む)

清水協会員 : 10,000円 それ以外の方 : 11,000円

4 申込方法

(1) 受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて受講日の2週間前までに、当協会(清水労働基準協会)へお申し込み下さい。引換えに受講票をお渡します。

(2) 協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。申込書の内容等を確認後、振込銀行口座等を記載した文書を送ります。振込確認後、受講票をお送りします。

※ 振込手数料、受講票・領収書の返信用封筒及び郵送料は申込者でご負担願います。

(3) 申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講票、領収書の返却された場合に限り受講料をお返します。また、受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。

5 修了証の交付

受講者には「低圧電気取扱業務特別教育(学科)修了証」を交付します。また、事業所には、「低圧電気取扱業務特別教育(学科教育)修了証明書」を交付します。

6 持参するもの(テキストは会場でお渡します)

受講票、筆記用具

※昼食は各自でご用意ください

7 実技教育

事業所において「低圧の活線作業及び活線近接作業の方法」について、7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行う者については、1時間以上)の実技教育を実施する必要があります。

8 受講の申込み・問合せ

清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

(申込コピー可)

低圧電気取扱い業務特別教育(学科) 申込書

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称 _____

〒 _____
所在地 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

担当者部署名 _____
担当者氏名 _____

会員非会員の別 清水協会員 ・ その他 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)